

京都市告示第437号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 3年11月29日

京都市長 門川大作

道路の種類 一般国道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
162号	北区中川川登39番地地先から 同町44番地地先まで	旧	メートル 168.50	メートル 7.05 ~ 8.65
		新	168.50	11.80 ~ 21.56
	北区中川川登36番地地先内	旧	52.10	6.70 ~ 9.60
		新	52.10	15.72 ~ 38.04

(建設局土木管理部道路明示課)